

昭和二十五年三月十七日(金曜日)午前
十時三十五分開会

○委員長(小串清一君)　これより今日の委員会を開きます公職選挙法を議題にいたします。それでは速記をやめて……。

午前十時三十六分速記中止

午前十一時五十四分速記開始

○委員長小串清一君）それでは速記を始めて下さい。先刻来い／＼御審議になりました公職選挙法の第八十九条を修正いたして、「都道府県知事及び市長は、自発的に離職したときは、離職後六箇月間は、参議院全国選出議員の選挙又は当該地方公共団体の区域を含む選挙区においての衆議院議員若しくは参議院議員地方選出議員の選挙の公職の候補者となることができない。」とするという島村君の御発議で、そういう修正並びに附則に経過規定を設けるという点について尙い／＼の御意見がありました。が、大体この趣旨で委員長に御一任になりました。文章は尚事務当局で統制をして、次にお諮りするというにいたしましたら如何ですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（小串清一君） それではさよう決定いたします。

○岡本愛祐君 速記のない間にこの第八十九條につきまして、関連して皆さ

んにお諮りいたしました問題が一つあります。それは、「国又は地方公共団体

退職して立候補した場合において、選挙期日前一ヶ月以後の在職中従事した公務に關し選挙人に対し特段に利益を提供し、又は利益の提供を約して当選の便宜を図つた疑ひの顯著なものについては、利害關係者は選挙期日より三十日以内に限り、国会議員及び都道府県の選挙の場合は全国選挙管理委員会に、その他の選挙の場合は当該都道府県の選挙管理委員会にその審査を請求することができる。前項の審査の請求があつたときは、当該選挙管理委員会は審査を行い、請求の事実があると認められたときは原告として選挙訴訟を行わなければならない。」、こういうふうな規定を置きまして、今古間で非常に難されておる某々次官が在官中猛烈な選挙運動をやつた、そういうことを絶滅させることがありはしないか、こういうふうに思います。併しこの問題はいろいろな關係がありまして、今直ぐこゝでお決め願うわけには参りませんか、この公職選挙法案に対する参議院の修正案が最後決定になりますその際まで皆さんに御研究を願つて、留保して置いて頂きたい、この点だけに附いて……。

○羽生五郎君　今の岡本委員の発言の御趣旨に賛成するのですけれども、併しそれはさつきも述べられましたように、現行法においてもそういうことができるという意味です。

○岡本愛祐君 この意味は選挙管理委員会が自発的に動いて呉れば問題はな

得ない。それに対して利害関係人が選挙管理委員会に審査を請求し得るといふ新しい制度を設ける必要があるのではないかということに重点があるので。而もその請求は無暗に請求して貰っては困るので、疑いの顯著なものについてだけ、又在職中も選挙期日前の一年以後の在職期間の疑わしい事項に限る、こういうふうにしてあるのでありまして、これがなければやはりうまく動かないだろう、單なる事前運動の取締ということでは、だけれどもこの問題はなか／＼デリケートな問題を含んでいるから、今ここで直ぐやる、結論を出して頂くことは少し面倒だ、いつ修正案が決定しますか、このときまで延すということであります。

○羽仁五郎君 僕の質問したいのは、
現在世上で問題になつておるような

某々次官なんかの職権濫用を伴う、或いは公の費用の濫用を伴うようなそういうものは現在の法律においても十分取締れるものであると思うのですが、その点はどうなんですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)　その点は先程もちよつとお話がありました。それが、事前運動の禁止ということですが、それが明らかに事前の選挙運動であるという事になりますれば、その違反として取締るものと思つております。尚その場合に今岡本委員からお話がありました、利害関係人から委員会に

告訴できるといふようなお話がありました。現在の刑事訴訟法の規定によ

りますと、官吏或いは吏員等がそういふ犯罪ありと思料した場合は告発しなればならないという規定もあるわけです。その意味から言えば、実際的には法律上におきまして遺憾はない。さように考えております。

○岡本愛祐君 この点私の説明をよくお聞きにならなかつたので、利害関係人は告発をするのではないのです、選挙管理委員会が相手だということがあるならば、あれが選挙違反にならないかという審査を請求するのです。告発するのじゃない。新しい制度を作るんだということなんです。

○羽仁五郎君 了解しました。（『賛成』と呼ぶ者あり）

○岡本愛祐君 恐らくこういう規定が
なかつたら、今の某次官の事件でもよ
う手を付けられないだろうと思うので
す。

○委員長（小串清一君） この問題は確定まで延すという線に御意見があります。

したが、案が確定したときにもう一度御相談なさるといふことにしますか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小串清一君)ではさように
いたしました、第九十二條、即ちこ

の各議員の供託金没収の制限について……。〔九十三條だと呼ぶ者あり〕九十三條第一項第二号でございます。

○小林勝馬君　これは先般の打合せのときに委員会におきまして、第三号の五分の一とあるやつを変更するよう

に相成つておりましたが、どういふふう
に事務的におやりになりましたか。

○委員長(小串清一君) 只今衆議院の
法制局部長の方から答弁いたします。

これは少し修正になつておりますね。衆議院でこちらの要求に……、少し御説明願います。原案もすでに變つておる。(「原案は八分の一に變つておつたな」九十三條の八分の一か、五分の一かということと呼ぶ者あり)

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 八分の一になつております。九十三條の第一項第二号であります。参議院全国選出議員の選挙の有効投票総数の没收率の点に關しましては、八分の一ということになつております。

○小林勝馬君 委員長第三号を言つて
いるんだよ。五分の一というのがあり

ますが、何條でしたか、その次の箇條において、五分の一と当選の率とが違
うから、ここを事務的に変更するよう
な話になっておつたと思いますが、そ
の点はどうなつたかお伺いして置きま
す。

○岡本愛祐君 これはですね、私が申したので、これはどうしても修正をして頂きたいと思うのです。で、参議院

地方選出議員の選挙、それは一通常選挙における当該選挙区内の議員の定数

をもつて有効投票の総数を除して得た数の……」これは違ふかな。

の場合です。

○岡本愛祐君 ああ、これは間違いました。これはいいのです。

○小林勝馬君 委員長よくないのですよ。第九十五條の第三号において、これは六分の一に変更するという話がありましたから、これを六分の一にするのならば、この三号の五分の一は合わないから、これも事務的に変更しなくちやいけないということになったのです。

○委員長(小串清一君) ちよつと申し上げますが、この参議院の原案も地方区の方はやはり五分の一と決つておる。衆議院と同じです。この没収率の方は……すると違つておるのは参議院全国選出の分の参議院は十分の一、衆議院は八分の一となつてゐる。この点が違ふだけで、外は違つてゐないのです。参議院の方と没収率は御覧になりますと……これは如何いたします。

〔衆議院案賛成、衆議院案でよくはないかなとつぶやきあり〕
○委員長(小串清一君) 御意見がなければ大体……

○小林勝馬君 御意見はありますよ。さつきから私の言つてゐるのをはつきりさして呉れ。九十五條の第三号を六分の一にしたい。この前のときか話があつて、大体六分の一にしようとお話がありましたから、六分の一にしたら、こちらが五分の一でこれが無効になるのはおかしいやないか。だからこの点を事務的にどういふに整理されたか、聞いておるのです。

○羽仁五郎君 つまり当選したのに無効になつて来る。

○小林勝馬君 片一方では六分の一から当選になるのですよ。片一方の方は五分の一で没収……

○委員長(小串清一君) だから片一方を五分の一に直すということは決つて

ないのです。

○小林勝馬君 いや、決つてないが、それを事務的にこの場合入替えるというお話になつてゐるのです。

○岡本愛祐君 それじゃ九十五條から先にやつて頂きたい。

○委員長(小串清一君) それでは九十五條を先にします。九十五條については三浦法制局長からちよつと御説明を願ひます。衆議院ではこの数で絶対大丈夫だと稱しておるのですから、やはりあなたの方から十分にこの根拠をこの議場に徹底するように御説明願ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 九十五條の法定得票数の問題であります。が、事柄を分けまして、全国選出議員と地方選出議員について申し上げます。全国選出議員につきましては、衆議院の原案におきましては、最初四分の一でありましたのが、参議院側からの申入れによりまして六分の一にいたしましたわけでありまして、これと関連いたしましたように九十三條で八分の一にいたしましたのであります。ところが参議院の地方選出議員につきましては、現行法も法定得票数四分の一でありますし、それから没収率につきましても五分の一でありますので、この点につきましては衆議院側の委員会における意見としては、現行法で第一回の選挙もそれで支障なく済んだのであるし、殊にこの際引上げる理由はないというような意見であると思つております。尚地方選出議員の法定得票数四分の一の問題を、昨午行われました衆議院総選挙の有効投票総数と比較いたしましたして御説明をいたしますれば、昨午の一月執

行の衆議院総選挙の有効投票総数は三千五百九十九万二千五百九十九票であります。これを今度の参議院の通常選挙においては半数改選でありますので、全国については五十、地方選出議員については七十五で割ることになるわけでありまして、その選挙区内の議員定数の半数で割ることになるわけでありまして、それで全国選出議員については問題はないやうでありますから、地方選出議員について申し上げます。地方選出議員は半数になりますと、従来定数が二名でありますところが一名になるのであります。一名になるところが相当数、十数県に及ぶと思つております。そういたしますと、丁度一県一區の一人について例を申し上げますれば、丁度衆議院におきましては、一県一區の衆議院の選挙の場合と大体同様のあれになるかと考えておるのであります。〔連うよ、員数が違ふやないか、衆議院の一県とは違ふよ〕と呼ぶ者あり。例えば長崎に例を取つて申し上げますれば、長崎におきましては四十九万七千票という有効投票数であります。二で割りますとこれを四分の一の比率で出しますと十二万四千票といふことが法定得票数になるわけでありまして、十二万四千票はこの前の第一回の参議院選挙に比べて人数が半数になります関係上、得票率もそれに比例して逆に多くなるといふのは止むを得ないやないかと思つております。が、全体を四分の一で平均いたしますと、全国の法定得票率平均が十万三千六百七十七票になるわけでありまして、それと全国選出議員の場合におきまして、六分の一の法定得票率で全国平均を出して見ますと、十万一千九百七十

五票というやうなことになるのであります。それと平均を法定得票率と比較いたしました場合におきましては、大体同じやうな法定得票率ということが数字的に一応出て来るわけでありまして、この場合におきまして地方選出議員に比べると、参議院全国平均の法定得票率が同じやうでは、全国は百名であるから少いというやうな御意見であれば、全国の方をもう少し率を上げるべきであらうというふうにも考えられます。参議院の全国選出議員の六分の一の得票率が十万一千九百七十五票ということが適當であるという御意見であれば、地方選出議員の平均得票数が十万三千はそれでもう少し下げるべきかどうかという御意見になるのではないかと、かように考えております。併しながら全般的に考えまして、このくらい得票率であれば實際問題としては支障はないのではないかと、このように私共は一応考えております。

○小林勝馬君 只今の御説明は先般も聞きましたが、先般も第二号の全国選出議員の方にも異議がなかつたという今お話であります。異議があつたのです。全国選出議員の方は十万もそれなかつた人で欠格者ができた場合に非常に困る。再選挙もできないやないかという点もありました。これは非常に疑義があつた。

それから第三号におきまして、今長崎県を例にとりましたが長崎県の四十九万を割つて行くと十万何票という御説明でございますが、十万取つた人はもう落選ということに相成りました。これを逆に戻りまして、九十

五票というやうなことになるのであります。それと平均を法定得票率と比較いたしました場合におきましては、大体同じやうな法定得票率ということが数字的に一応出て来るわけでありまして、この場合におきまして地方選出議員に比べると、参議院全国平均の法定得票率が同じやうでは、全国は百名であるから少いというやうな御意見であれば、全国の方をもう少し率を上げるべきであらうというふうにも考えられます。参議院の全国選出議員の六分の一の得票率が十万一千九百七十五票ということが適當であるという御意見であれば、地方選出議員の平均得票数が十万三千はそれでもう少し下げるべきかどうかという御意見になるのではないかと、かように考えております。併しながら全般的に考えまして、このくらい得票率であれば實際問題としては支障はないのではないかと、このように私共は一応考えております。

りまして、七、八万取つた人はすでに没収ということに相成る結果になります。これを先般の話では第三号を六分の一まで低下して、そうして行つたならいいのじやないかという話になつておつたと思ひますが、その辺が今御説明になつた線から行くと、全国が十万平均であるから、地方区の方も十万平均ぐらいでいいじやないかと、そればかりおつしやるのですけれども、第一号の衆議院においては例を長崎県に取りまして、四十九万の有効投票のうち十人の衆議院議員がありますから一万をこゝでいいということになります。そういう懸け離れたあれで、片方は多く取らなければならぬ。片方は少く取つていいという結果になりますので、同じ一県一區であるとおつしやつても、議員定数において片方は十人片方は一名なんですから、その辺は大いに違ふのではないかと思ひます。〔その通りなんだ。飛んでもない。〕と呼ぶ者あり。

○岡本愛祐君 今小林君からおつしやいました通り、この前にこれは留保しました際に、私から衆議院側の案について御説明を求め、私の意見を申し上げたのですが、衆議院側のあのときの御説明によりまして、全国区を六分の一に直したのだ。それでその法定得票数が昨午の衆議院の場合の有効投票総数で仮りに計算してみると、五十人として十万一千九百七十五票、だからこのくらいでいいじやないかというお話があつたのです。併し第一定数五十で割るというところが工合が悪いのであります。もう少し例えば参議院の議員の場合には欠員が十二人までは出得るのでありますから、十三人になれば補欠

五票というやうなことになるのであります。それと平均を法定得票率と比較いたしました場合におきましては、大体同じやうな法定得票率ということが数字的に一応出て来るわけでありまして、この場合におきまして地方選出議員に比べると、参議院全国平均の法定得票率が同じやうでは、全国は百名であるから少いというやうな御意見であれば、全国の方をもう少し率を上げるべきであらうというふうにも考えられます。参議院の全国選出議員の六分の一の得票率が十万一千九百七十五票ということが適當であるという御意見であれば、地方選出議員の平均得票数が十万三千はそれでもう少し下げるべきかどうかという御意見になるのではないかと、かように考えております。併しながら全般的に考えまして、このくらい得票率であれば實際問題としては支障はないのではないかと、このように私共は一応考えております。

○小林勝馬君 只今の御説明は先般も聞きましたが、先般も第二号の全国選出議員の方にも異議がなかつたという今お話であります。異議があつたのです。全国選出議員の方は十万もそれなかつた人で欠格者ができた場合に非常に困る。再選挙もできないやないかという点もありました。これは非常に疑義があつた。

それから第三号におきまして、今長崎県を例にとりましたが長崎県の四十九万を割つて行くと十万何票という御説明でございますが、十万取つた人はもう落選ということに相成りました。これを逆に戻りまして、九十

五票というやうなことになるのであります。それと平均を法定得票率と比較いたしました場合におきましては、大体同じやうな法定得票率ということが数字的に一応出て来るわけでありまして、この場合におきまして地方選出議員に比べると、参議院全国平均の法定得票率が同じやうでは、全国は百名であるから少いというやうな御意見であれば、全国の方をもう少し率を上げるべきであらうというふうにも考えられます。参議院の全国選出議員の六分の一の得票率が十万一千九百七十五票ということが適當であるという御意見であれば、地方選出議員の平均得票数が十万三千はそれでもう少し下げるべきかどうかという御意見になるのではないかと、かように考えております。併しながら全般的に考えまして、このくらい得票率であれば實際問題としては支障はないのではないかと、このように私共は一応考えております。

りまして、七、八万取つた人はすでに没収ということに相成る結果になります。これを先般の話では第三号を六分の一まで低下して、そうして行つたならいいのじやないかという話になつておつたと思ひますが、その辺が今御説明になつた線から行くと、全国が十万平均であるから、地方区の方も十万平均ぐらいでいいじやないかと、そればかりおつしやるのですけれども、第一号の衆議院においては例を長崎県に取りまして、四十九万の有効投票のうち十人の衆議院議員がありますから一万をこゝでいいということになります。そういう懸け離れたあれで、片方は多く取らなければならぬ。片方は少く取つていいという結果になりますので、同じ一県一區であるとおつしやつても、議員定数において片方は十人片方は一名なんですから、その辺は大いに違ふのではないかと思ひます。〔その通りなんだ。飛んでもない。〕と呼ぶ者あり。

○岡本愛祐君 今小林君からおつしやいました通り、この前にこれは留保しました際に、私から衆議院側の案について御説明を求め、私の意見を申し上げたのですが、衆議院側のあのときの御説明によりまして、全国区を六分の一に直したのだ。それでその法定得票数が昨午の衆議院の場合の有効投票総数で仮りに計算してみると、五十人として十万一千九百七十五票、だからこのくらいでいいじやないかというお話があつたのです。併し第一定数五十で割るというところが工合が悪いのであります。もう少し例えば参議院の議員の場合には欠員が十二人までは出得るのでありますから、十三人になれば補欠

委員の意見に賛成なんですが、それに附加えまして、ここに挙げておるこの何分の一というものは、これは一つのは、欠格条件なんだ、欠格条件が或る場合には条件が重く、或る場合には条件が軽いというわけではない。ですからそういう意味においてならば、全国議員が八分の一ならば、地方議員も八分の一にすべきであると、私はそういうように考えます。

○委員長(小串清一君) 如何ですか、御意見は大体出揃つたようですが、それではどなたから修正意見をお出しになつたらどうですか、そうでないと決まりませんから。

○島村軍次君 衆議院の案では、全国区の場合は六分の一というのを、これを八分の一に修正し、第三号の地方選出議員の場合に四分の一を六分の一に修正する、いろいろ議論はあると思いますが、そういう修正が適当じやないかと思ひます。

○委員長(小串清一君) そうすると九十五條のこの修正に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 島村君の修正案に対する賛成は多数と認めて、さう決定いたします。

そうすれば次に留保しておりました九十三條の没収率の場合を又考えなくちやならんと思ひます。それをどう修正しますか。

○島村軍次君 没収率は、ここを八分の一にしますれば、没収率は当然十分の一、第二号、それから第三号は六分の一で理屈が悪ければ八分の一ということに事務的に……。

○法務局参事(南十三郎君) 八分の一

の場合に十分の一にしますれば、その比率を以ていたしますと、七・五分の一ということになるのでありますが、どうも数がちよつと工合が悪いように思われます。

○島村軍次君 それでは第二号十分の一、第三号は八分の一。〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) そうすると、只今島村委員のこの九十三條の第二号を、参議院の場合十分の一、第三号を八分の一、これで御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) さように修正することに決定をいたします。

ちよつと時間が過ぎましたが、運輸省から、例のパスの問題で特に見えおるのですが、これは前の本委員会において大部議論があつた問題ですが、一応運輸省の御説明を伺つて、百七十六條を決めて頂くと思ひます。

大変御迷惑でしたが、運輸省の佐藤君一つ……。そうすると運輸省の佐藤総務課長から百七十六條、即ち交通機関の利用に対する運輸省の、かように訂正をして貰いたいという修正の意見の御説明を求めます。

○説明員(佐藤光夫君) 鉄道監督局の総務課長の佐藤であります。百七十六條の修正の御意見を伺ひまして、現行の立法例もありますので、我々としては、この線事務的に準備をすることは不可能かと考えます。ただ一応運賃の問題、即ち予算と関連する問題でありますが、これにつきましては、只今私の方で計算をいたしましたところによりますと、一日平均乗車キロは三百

キロの計算で、二等の現在の改正案の

運賃といたしますと、七百六十円ということに相成りますので、これを三十日掛けまして、従来の例によりまして、五割引きという計算にいたしますと、一、一万四千四百円という計算に相成るわけでありまして、従ひまして、一応この計算で行くことといたしますと、全国区の選挙五十名の仮に四倍の立候補者といふことを仮定いたしましたして計算いたしますと、三千四百二十万という運賃が所要という計算に相成るよう

に考へております。

○委員長(小串清一君) 何かこれに対して御質問ありませんか。

○小林勝馬君 私は質問とはちよつと違ひますけれども、根本的にこの百七十六條の問題を討議して頂きたいのですが、この衆議院乃至は参議院地方選出議員は、一都道府県内の十五枚の無料のパスを貰つて自由自在に運動ができ、全国の人は僅かにこれを一枚ずつ分けたにしても十五枚を一人が廻れるだけに相成ります。そうしてこの全国

の回数券を十五往復に頂戴するにしまして、これは結局地方の議員を全国の議員との差が甚し過ぎるので、これを枚数は多少変更し相成つてもよろしいのですが、先般から参議院案として出してある案で進んで行かなくちゃ、これでは根本的に余りに差があり過ぎると思ひます。

○委員長(小串清一君) ちよつと鉄道の課長さんに御説明を求めますが、つまりこの参議院の案と衆議院の案は十五枚の交付を受ける、全国はこれは全国を通用する。そして各區はその県内を通用するということになつておるようです。参議院はその各地方區は十五枚、全国區は二十枚を交付して呉

れる、こういうことになつておる。ところが参議院のこの修正では全国區のものもやはり各區ごとに区切つてしまつて、そうして十五枚ということですか、大変に全国區の人が不利になるといつたやうなふうに考えられる。

○羽仁五郎君 今のは参議院の修正ではないのですよ。今は運輸省の修正です。

○委員長(小串清一君) 私の言葉がちよつと間違ひましたが、参議院は全国區のものに二十枚やるといふのに、運輸省の方は全国區の方は十五枚、この十五枚は衆議院は十五枚といつておりますからよろしくございませうけれども、(よろしくない)と呼ぶ者あり

併し全国區について私昨日も疑問に思つたんですが、各府県区域内に限つてそれを全国のものに十五枚やるんだという、大変全国區が不利になるように思ふのですが、もう一応よく説明して頂きたいのです。

○羽仁五郎君 説明を聞く必要はないのですよ。衆議院の選挙ではなくして参議院の選挙をやるのですから、我々がやるのですから……。

○委員長(小串清一君) ちよつと申上げますが、この文書に尙参議院議員選挙において全国候補者について日本国有鉄道乗車券を十五枚呉れるということ、これを私はまづとくに私は解釈して、府県の方とは違ひように思つたんですが、その説明を聞いておるのです。決定はここに権利がありますけれども、その内容を聞いて置く必要がありまふので……。

○説明員(佐藤光夫君) 只今の点であります。別に……、別に回数乗車券ということでありまふ。

○羽仁五郎君 委員長が聞いておるのは、参議院の全国區の候補者に與えるのは、都道府県単位パスを十五枚呉れるのか、全国區を通用するパスを十五枚與えるのかということをお聞いておるのです。

○説明員(佐藤光夫君) ちよつと御説明が足りませんでした。都道府県単位の外に十五枚。

○羽仁五郎君 そうではないのですよ。都道府県単位パスを外に十五枚呉れるの、それを聞いておるのです。

○説明員(佐藤光夫君) ですから、別に十五枚の外に出すと、併しその内容についての質問でございませうか。

○委員長(小串清一君) 別に全国に十五枚出すのですか。それなら全国は、文章はどうか知りませんが、私は昨日そう解したからそれで今そのことを聞いておる。それだけが皆さんに分れば、あとは法案はこつちで考えたらよろしい。

○羽仁五郎君 違ひ、違ひ。もう一度はつきり聞きますが、運輸省の方もはつきり答へて貰いたいのですが、そうすると、参議院の全国の場合に、都道府県単位パス十五枚と、それからそこと連絡するためのものを別に往復券を十五枚出すというのでしよう。全国のスバは出ていないのですか。どうですか。

○説明員(佐藤光夫君) 我々の方で御意見を求められまして出しましたのは、今お話のように都道府県内のパスの外に往復の回数券を……。

○羽仁五郎君 往復の回数券だけでいい。○委員長(小串清一君) 全国通用の往復の回数券と都道府県内の二つにな

るのか……。○羽仁五郎君 そうじゃないのですよ。委員長は全く間違ひしている。

○小林勝馬君 これは先から私が言つてゐる通りに根本的に違ひます。地方選出の人はその都道府県に對して十五枚も自由自在に乘れるから、本人が一枚使つて、あと十四名の運動員と共に十五名がじやん／＼都道府県を廻られる。ところが全国の選出の人はやはり十五枚で、例えば東京都なら東京都を指定した場合に、東京都だけは十五人廻られますけれども、外の県に行く場合には全然往復券しか貰えない。それだから五県乃至十県、四十五県をぐる／＼廻るといふことはでき得ないのです。これでは……。

○委員長(小串清一君) ちよつと私から申上げます。この文章の……通じて十五枚、参議院全国選出議員の選挙においては都道府県を単位として通用する、この場合には十五枚、例えば東京都をやると言へば、東京都を十五枚やるものに限つて出す。それから尙全国の参議院議員選挙においては候補者一人について無料で全国有鉄道往復運賃後拂証十五枚をやる、尙それだけ出すと書いてあるから、私の文章の見ようが悪い、あなたの方の考え方と違ふかどうか知りませんが、そう私は考えたから質問をしてゐるのです。それで今日これ以上……むしろこの問題を

をはつきりしてこの委員会が適當な修正案を作ればいいのだから。鉄道はこ

ういうのだ。鉄道の出した趣旨は私の今質問した通りと課長が言つてゐるのだから、それだけを確めたのです。

○小林勝馬君 運輸省にお尋ねしたいのですが、全国を通じたパス、いわゆ

る全国に通用する回数券ではなくて、バスにした場合どういふ不便があるのですか。御答弁願います。

○説明員(佐藤光夫君) お答えいたします。只今のお尋ねの点につきましては、ちよつと御説明が先に進み過ぎておりましたのですが、私が一番初めに申し上げたのは、全国バスの計算であります。それから回数券の場合はこの運賃の計算であります。

○羽仁五郎君 差支えないというわけなんです。

○説明員(佐藤光夫君) 前の立法例もありますし、制度上そういうふうにお定めになりますれば、我々が與えられた権限の中で実施することができかねてございます。

○羽仁五郎君 全国バスを呉れるというのです。

○小林勝馬君 それをお聞きすれば結構なんです。

○委員長(小串清一君) 御説明はこれでよろしくございますね。

○姫井伊介君 外の点で伺いたいのですが、地方選出の参議院議員がその選挙区である都道府県のうちの今のバスを貰う。ところが交通の順序で他の府県を経なければうまく廻れない。現に今山口県なんかそうです。山口線から更に山陰線に行こうとすればどうしてもし島根県の益田まで行かなければならぬ、そういう場合にはどうなるか、他府県を経由する場合にはどうするか。別に拂うということも面倒なんです。

○来馬塚道君 長崎県の場合において、先ず対馬へ行くときには佐賀県を経由して福岡県を経由しなければならぬ。(笑聲)その問題も追加して考えて

頂きたい(その通りと呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君) つまり県内の回数券を持つてゐるけれども、他府県を通過しなければその県内へ行けない場合は、その通過する部分だけは別に汽車賃を拂うのかどうか、こういう質問なんです。

○説明員(佐藤光夫君) 只今の点につきましては現行制度上もあるわけですが、具体的交通機関の実施の方法になりますので、これは十分に調査してからお答えを申し上げたいと思ひます。

○大島農夫雄君 私は地方議員ですから、全国には関係がないことだといえれば関係ないんですが、私が常識的に考へても、例えば十五枚の県単位バスの貰つても、関西地方の十五県の県単位バスを貰つた場合、候補者が出た場合に全部持つて出なければならぬのです。特殊乗車券のことです。そういったしますと、候補者が関西地方十五県を廻るために全部のバスを持つて出てしまえば、後に残つた運動員というものは何にも運動できないということになるのです。それは結局運動者がそういうことをして来るために選挙をさせないという結果になるんであつて、それは余程お考え願わなければならぬ。ただ事務的にむづかしいからというので、この選挙を阻害するような結果を来たすということは、やはり国家機関としては相当考へて貰わなくちゃならぬ。

○委員長(小串清一君) 質問は終つたものと認めますから暫時休憩をいたします。

午後零時四十三分休憩
午後二時三十六分開会

○理事(羽仁五郎君) それでは休憩前に引續いてこれより開会いたします。順序に従つて御討議をお願いしたいと思います。公職選挙法第百十五條と、選挙基本法案の要綱の第百三十四の二項です。これは前回までの御討議の間で大体選挙基本法案の通りの趣旨に御賛成の方が多数だつたのですが、もう一度念のために簡単に御説明を願ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) 只今問題になりましたのは、参議院の在任期間を異にする議員の選挙を合併して行いました場合において、当選人につきまして更正決定又は繰上補充、或いは議員が欠けたというような場合の繰上げの事由が、同時に若しくは引續いて生じた場合におきまして、公職選挙法案におきましては、通常の繰上補充の方法によつて、いわゆる次点者を繰上げて行くというふうになつておるのであります。この建前で参りますと、任期の長い六年議員と三年議員の選挙を一緒に付した場合におきまして、六年議員の当選人が欠けたというふうな場合に、次点者がいきなり六年議員に繰上げられるという結果になつて参るのであります。この点につきまして、参議院の案では、その場合には三年議員が六年議員に繰上つて、次点者が三年議員に繰上げられる。こういうふうになつておる点が違つておるわけであり

ます。

○理事(羽仁五郎君) 御意見でございますか。この点については、前回までの御討議では参議院議員の選挙に関する問題であるし、今菊井課長から説明せられたような趣旨が理論的にも正しい

と思つて、選挙基本法案の趣旨に基いて修正をするというふうな御意見が多かつたのですが、これについて衆議院の方の御意見をもう一遍伺ひます。

○木内四郎君 一応伺ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 今の菊井君の御説明と多少私共考へておるところと違ふ点があるのであります。衆議院案の百十五條の第三項と申しますものは、在任期間を異にする参議院議員で選挙を合併して行いました場合に、その人が何かの事由で更に欠けたらした場合には、繰上補充する場合において、規定でありまして、従ひまして、合併選挙によつて在任期間を異にする参議院議員で、従来の原則に従つて得票数の多い者から繰上げて行つて当選人の繰上げ補充を決めました場合において、その人が更に欠けた場合において、その人の繰上げをどうするか、こういう問題です。ちよつと菊井君の言われるのと私共考へておると話

が違つておるように思つております。これは現在、参議院議員の選挙法の中にはこの通りに規定があるわけでありまして、一向私共は差支えないように考へております。

○法制局参事(菊井三郎君) 只今の公職選挙法案の第三項は、参議院の規定につきましては、これに相当する規定が抜けておるようでありまして、その規定は当然必要であらうと思つております。ただこの場合の規定だけで申しますと、先程私が申し上げたような結果になるのではないかとと思われるので、参議院案といたしましては、更にそれ以外に在任期間の短い者が長い方

に繰上つて、次点者が三年議員に繰上げられるというふうな措置が必要であらうかと思つております。尚参議院のこの第二項の規定は、そういう趣旨で書いたものであります。規定としてしまつては少し不備があるのであります。仮に若しこういうふうな考え方によつて、この条文の字句自体はまだやや不完全でありまして、少し訂正をする必要があると考へております。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 参議院案の百三十四條の二項の規定は、衆議院と立て方が多少違つておりますので、この事柄を直ぐ公職選挙法には当嵌められないと思つておりますが、その理由は、百三十四條の二項には、教育委員会の委員の選挙についての規定がありまして、これが三月以内に事由が生じた場合に、繰上補充をやるのか、而もこの場合に得票数の多い者から順次に繰上つていく規定でありまして、公職選挙法案によりまして、三分をいたしております。これは、教育委員会の委員の補充は、欠員の場合も同様でありますけれども、そういう欠けた事由が生じた場合におきましては、同点者で落選した者を先ず上げるといふことになつております。それから第二次に上げます場合におきましては、次点者で、勿論落選した者といふことになりまして、その人を上げる、こういうことになつて、期間の三ヶ月の制限はないわけでありまして、但し結果におきまして次点者から繰上げました場合におきまして、その委員は教育委員の補充委員と称しまして、その人の在任期間は最近

に繰上つて、次点者が三年議員に繰上げられるというふうな措置が必要であらうかと思つております。尚参議院のこの第二項の規定は、そういう趣旨で書いたものであります。規定としてしまつては少し不備があるのであります。仮に若しこういうふうな考え方によつて、この条文の字句自体はまだやや不完全でありまして、少し訂正をする必要があると考へております。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 参議院案の百三十四條の二項の規定は、衆議院と立て方が多少違つておりますので、この事柄を直ぐ公職選挙法には当嵌められないと思つておりますが、その理由は、百三十四條の二項には、教育委員会の委員の選挙についての規定がありまして、これが三月以内に事由が生じた場合に、繰上補充をやるのか、而もこの場合に得票数の多い者から順次に繰上つていく規定でありまして、公職選挙法案によりまして、三分をいたしております。これは、教育委員会の委員の補充は、欠員の場合も同様でありますけれども、そういう欠けた事由が生じた場合におきましては、同点者で落選した者を先ず上げるといふことになつております。それから第二次に上げます場合におきましては、次点者で、勿論落選した者といふことになりまして、その人を上げる、こういうことになつて、期間の三ヶ月の制限はないわけでありまして、但し結果におきまして次点者から繰上げました場合におきまして、その委員は教育委員の補充委員と称しまして、その人の在任期間は最近

に繰上つて、次点者が三年議員に繰上げられるというふうな措置が必要であらうかと思つております。尚参議院のこの第二項の規定は、そういう趣旨で書いたものであります。規定としてしまつては少し不備があるのであります。仮に若しこういうふうな考え方によつて、この条文の字句自体はまだやや不完全でありまして、少し訂正をする必要があると考へております。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 参議院案の百三十四條の二項の規定は、衆議院と立て方が多少違つておりますので、この事柄を直ぐ公職選挙法には当嵌められないと思つておりますが、その理由は、百三十四條の二項には、教育委員会の委員の選挙についての規定がありまして、これが三月以内に事由が生じた場合に、繰上補充をやるのか、而もこの場合に得票数の多い者から順次に繰上つていく規定でありまして、公職選挙法案によりまして、三分をいたしております。これは、教育委員会の委員の補充は、欠員の場合も同様でありますけれども、そういう欠けた事由が生じた場合におきましては、同点者で落選した者を先ず上げるといふことになつております。それから第二次に上げます場合におきましては、次点者で、勿論落選した者といふことになりまして、その人を上げる、こういうことになつて、期間の三ヶ月の制限はないわけでありまして、但し結果におきまして次点者から繰上げました場合におきまして、その委員は教育委員の補充委員と称しまして、その人の在任期間は最近

に行われる通常選挙が行われる期間までしか在任しない、四年間の在任でない、こういうことになつております。根本的に違つておりますので、直ぐ当惑するわけに行かないと思ひます。

○理事(羽仁五郎君) それではこの点に關しては、もう少し技術的に研究して頂いて、又後に御討議を願ふことにします。そうすると、その次は公職選挙法の百三十一條選挙事務所の数、その第三項但書ですか。

○法制局参事(菊井三郎君) 前回の委員会におきまして保留になりました点は、参議院の地方選出議員の選挙の場合におきまして、選挙事務所が公職選挙法と参議院の要綱との相違いたしております点に問題があつて、保留になつたわけでありました。公職選挙法によりましては、二箇所まで設置することができ、但し、政令の定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、五箇所まで設置することができ、かようになつておりますが、参議院案によりましては、「衆議院議員の選挙の選挙区ごとに設置することができ、その数は五箇所をこえることができない」といふ点に違ひがありまして、いろいろ論議になつた結果保留になつたものであります。尚参議院の全国選出議員の選挙の場合におきまして十五ヶ所という点については両院とも同じであります、但書の点につきましては、公職選挙法では「一の都道府県においては、五箇所を超えることができない」といふふうになつておりますが、参議院の要綱案では、「事務所の数は第三号に規定する数の

制限をこえることができない」といふことになつておる点であります。

○理事(羽仁五郎君) 御意見ございせんか。これは衆議院の方のお考えでは、参議院の地方選挙の事務所がこの公職選挙法の百三十一條による公職の候補者一人につき二ヶ所といふふうになつております。参議院の方では衆議院の選挙区ごとに設けられた数を合せたものといふふうになる、その違ひなんです。これについては衆議院の方ではどういふふうなお考えであつたか、簡単に御説明を願つたらどうでしょうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 今の点は衆議院の案におきましては、選挙事務所は候補者の負担になる問題でありますので、できるだけこれを殖やすことを止めようといふような趣旨の意見が委員会において述べられましたので、そういう線に副ひまして一応案ができておりました。参議院の地方選出議員、衆議院議員等につきましては、原則として二ヶ所、併しながら交通不便の所その他においては五ヶ所まで、こういうことになつておりました。できるだけ選挙事務所の数を殖やすことを止めよう、その代りに別個に選挙事務所を移動することは、これはこの法案でも認めておきますので、百三十條にありますが、認めておきますので、必要があれば選挙事務所の移動といふようなことによつてその必要は補なれる。こういうことになつております。

○木内四郎君 参議院案の方が全国で非常に多くなるわけですか。

○法制局参事(菊井三郎君) 全国区の場合におきましては、多い場合もある

ば小さい場合もあるかと思ひます。

○大島農夫雄君 参議院の場合は選挙区が一県に三区ありますと、三ヶ所の事務所を設置することができ、全国議員の場合でも三ヶ所以外には事務所を設置することができないといふふうになつておるのでありますけれども、この公職選挙法案によりまして、一県について二ヶ所、これは地方であります、その場合全国から出る議員候補者に対しては五ヶ所を設けることができるといふことになつて、三ヶ所のズレがあるのですけれども、これはどういふ考えでこのズレを拵えたのか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は但書が参議院の方の案と衆議院の案とは違つておりました。参議院の方の案によりまして、百五十の三ヶ所あります、これによりまして、その数は五ヶ所を超えることができないといふことで、ただ五ヶ所という状況で押さえてあるわけなんです。一方の方の衆議院議員の選挙においては、「交通困難の状況にある選挙区においては政令をもつて五箇所までその数を定めることができる」といふような但書を衆議院の場合には付けておつて参議院の地方選出議員、都道府県知事等についてはそういう限定がないわけ、ただ数を五ヶ所だけ、こういうことになつておる。ところが衆議院の方の案におきましては、但書においては交通困難なる状況において五ヶ所まで設置といふことになつておりました。その点が、第一立て方が違つておるわけでございます。それから先程申しましたように選挙事務所の数をできるだけ殖やさないといふことで行つておられますので、若し必要があれば百三

十條の手續によつて事務所を移動して行けばそこに選挙事務所が置ける、こういうことになつておるわけでありまして、選挙事務所を置けばそこに選挙運動従事員といふものを置くといふことになつておる。これは選挙費用に計算されまして非常に候補者負担になる、こういうふうなことから大局的に、原則的として二ヶ所、こういうことで押さえてあるわけでありまして、

○大島農夫雄君 大体了承はできましたけれども、一県内において地方選出の参議院議員について二ヶ所、全国について五ヶ所まで設けることができまして、そこに三ヶ所の差ができて来るわけなんです。それはどういふふうにご覧になつて三ヶ所の差を付けたか、その点です。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 全国議員と地方選出議員とにおいては、その差が付けてありますことは、付いてありますけれども、全国選出議員につきましては、その地方の選挙運動の態様が種々ありまして、或る都道府県に非常に重点を置くといふ場合も考えられますし、又そうでない場合もある。あるいはありますので、全国選出議員については最高五ヶ所を超えることができないと押さえたわけでありまして、一ヶ所でもいいし、二ヶ所でもいいわけでありまして、候補者の自由にいたしまして、五ヶ所までは最高償き得るということにいたしましたわけでありまして。衆議院、それから参議院の地方選出議員については、但書では先程申しましたように、交通困難の状況のあるところでは五ヶ所まで置けないのでありますから、初めつから但書の問題に直接参りませんで、常に

原則としては二ヶ所、こういうことでありますので、ちよつとその間事情が違つておる。

○理事(羽仁五郎君) 外に御意見はございせんか。この公職選挙法は今大島委員の言われるように、ちよつと矛盾があるように思ふ。その参議院地方議員の場合には、交通困難のときには五ヶ所設けるけれども、全国選挙の場合には別に交通困難も何もなくて、五ヶ所設けるといふのだから、これはやはりこの公職選挙法の百三十一條の一項ですが、これは衆議院議員と参議院地方選出議員とを、又は都道府県知事の選挙とを、選挙基本法案におけるように分けた方が理論的じゃないでしょうか、どうでしょうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、衆議院議員の選挙区を単位にいたしまして、その選挙区で何ヶ所置けるから、それは技術的にそれより広い地域においてはどれだけ殖やして行くといふお考えを理論的にとおりになればまさにその通りだと思つております。併しながらこれは先程申しましたようなそういうことに法律上いたしております、結局どれだけ殖やせるということになりまして、競争上自然に皆がそこまで行くといふことになれば、結果において選挙費用が嵩んで来るという実情論も加味されまして、常に二ヶ所までということにして、それ以上はお互いに競争し合つて行かないようにしようといふ趣旨が盛られておるわけですので、こういうふうになつておるわけでございます。委員長のお話のように、理論的におつしやれば、そういうことも一応御尤もだと思ひます。

○理事(羽仁五郎君) 参議院地方選出議員の選挙の場合の事情についてどうでしょうか。二ヶ所でもいいか、選挙管理委員会の御意見ありませんか。

○木内四郎君 私には当り初参議院の各選挙区に二ヶ所くらいずつなければ駄目だろうという意見であつたのです。実際問題としてもやはり事務所がなければならぬのじゃないでしょうか。例えば私の長野県などで、あの面積の広い所で、二ヶ所といつてもちつと困るのです。もう北信から飯田まで行けば町へ着いただけで日が暮れるのですから、ちよつと実際問題として困難になると思ひますけれども、この前そういう意見を述べたのですが、一面費用がかかることも事実だと思ひます。そういうものを皆なくしてできれば、それに越したことはないと思ひますが、その間にどうも私自身としてもまだ割切れないものがあるのです。実際問題としてやるには落つてやらなければできません。

〔理事羽仁五郎君退席、委員長着席〕

○衆議院法制局参事(三浦義男君) ちよつと速記を止めて頂きたいのですが。

○委員長(小串清一君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。

第百五十の三です。これは衆議院の案を認めることにして異議ありませんか。

○羽仁五郎君 選挙管理委員会の今の御意見も速記に止めて置いて頂いたらどうですか。

○委員長(小串清一君) それじゃ選挙管理委員会から、その説明を一つ……。

○説明員(金丸三郎君) 只今政令案を持つて参つておりましたが、政令案を作ります際には、参議院の地方選出議員の選挙区の数に但書の規定によりまして、概ね衆議院の選挙区の数に一致するような数だけ設け得るようになしたい、かように考えております。

○委員長(小串清一君) 只今の説明で御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではこれは衆議院案に決定をいたします。

○羽仁五郎君 この問題につきまして、前回に衆議院と参議院の両方の委員会が懇談されたときに、私が大体述べた意見に多数の方が御賛成下さつたと思うのですが、要点は要するにこの現行法の精神、即ち我が参議院において立案していた選挙基本法案の第五十五であつて、これが未成年者が選挙運動に利用されるというところは正しくないという議論の余地のないはつきりした法律である。その未成年者を選挙運動に利用するのは誰であらうとそういうことをやるのはよくないと理論上議論の余地のないところで、ところがそれについて教育者が教育上の地位を利用してそういうことをするのはどうであらうかというお考えが、公職選挙法案の方では出て来たのであります。併しこれは全く現行法の精神とは別の精神であつて、若しそういう考え方で行くとすれば、教育者の教育上の影響というものを問題にするのは公平の原則に反するので、他にいろいろな影響力を持つ地位におる人がお

られるのでありますから、そういうものに對しても制限を加えなければならぬということになつて、事実上いわゆる制限主義になるので、よくない。それから又この公職選挙法案によると、今一つの考えは、教育上のインフルエンスということから考えて来ると、成年者であつても教育上の影響を受ける人は、その選挙運動に利用されるのじやないかという考えが起つて来る。こうなると成年者として立派に基本的人権として選挙権を單に教育上の影響があるかも知れないというやうな理由で制限するということは、これはさういふお考えもあり得るけれども、理論上は十分疑問の余地があることである。かように、参議院案は理論上疑問の余地がない、衆議院の方は二重に理論上疑問の余地がある。そういう意味で前回の参議院の委員会においても、大体において参議院の原案を以て公職選挙法案に修正を行なつて頂くという方向に多数の御意見が行つていたと考へますが、本日でもうかその方向に行つて頂きたいと希望する次第であります。

○委員長(小串清一君) 只今羽仁君の御意見通り、これは修正するということに決定しますか。

○大畠農夫雄君 私は羽仁委員の説に賛成なんです。特に学校の児童、生徒を利用するのは、教育者のみに限定する必要はないのであつて、何人も利用してはいかん。こういうふうによつぱり直して行かなければならぬ。又学生の場合、成年以上のものに對して、いわゆる選挙権を持つてゐるものに對して利用してはいかん、利用されてもいかんという理由もないのであります。

て、その点をどうしても修正する必要があると思ひます。

○委員長(小串清一君) それでは、これは修正ということに決定いたします。

○羽仁五郎君 これはもうすでに議論が盡くされてゐることでありますが、戸別訪問というものを禁止するということに關する理論上の理由は、選挙民のレベルが低いからということより外に理由がないのであつて、その選挙民のレベルは、特に日本において列國に比して低いという理由もないといふことも言われている通りでありますから、選挙基本法案に盛り込まれてゐる程度の方に、第二項を設けてまゐるに制限をされるということとは、選挙の自由に反するよう思うので、私はどうか我々がこの参議院の選挙法委員会において決定されたこの趣旨に従つて修正をして頂きたいというふうに考へます。

○委員長(小串清一君) 只今の羽仁君の御意見は、第百三十八條を参議院の基本法の百五十六條の文章に修正する、こういう御意見であります。これに對して御意見を……。

○木内四郎君 私もこの百三十八條の二項を、実は前に多少誤解しておりましたので、羽仁委員と同じような意見を持つておつたのですけれども、この前の説明でここに「戸別に」という字が特に入つてゐるということが明らかにになりましたが、特にこの「戸別に」という字が終いまでかかるといふことではありますので、それではこの二項を入れてもいいのじやないかといふふうに考へております。要するに衆議院案のままで差支えないという意味なんです。

が、参議院案につきましては、何らこのような禁止規定を置いておりません。これが相違いたしておる点であります。

○羽仁五郎君 これはもうすでに議論が盡くされてゐることでありますが、戸別訪問というものを禁止するということに關する理論上の理由は、選挙民のレベルが低いからということより外に理由がないのであつて、その選挙民のレベルは、特に日本において列國に比して低いという理由もないといふことも言われている通りでありますから、選挙基本法案に盛り込まれてゐる程度の方に、第二項を設けてまゐるに制限をされるということとは、選挙の自由に反するよう思うので、私はどうか我々がこの参議院の選挙法委員会において決定されたこの趣旨に従つて修正をして頂きたいというふうに考へます。

○委員長(小串清一君) どうですか。
○大野幸一君 羽仁さんの議論賛成ですが、この程度の修正でも衆議院が呑まないと思うから、結局参議院のように修正しても衆議院で呑み込みは無いと思いますから。

○羽仁五郎君 見込みはないですか。
○大島農夫雄君 ちよつと聞いて置きますが、この百三十八條の一項にありますが「知己その他密接な間柄にある者」この「その他密接な間柄にある者」というのはどの程度ですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 平素親交の間柄にある程度に密接な間柄にあるその他の者と、こういう意味でありまして、平素親交の間柄にある知己だけというにいたしますと、ただ知人の範囲に限れることになり

まするけれども、その他密接な間柄にある者ということになりますれば、例えば組織の力を持つていところの地方の人達と、それから或るこちらの政

党の幹部が立候補された場合におきまして、そこに密接な間柄にある者でありましたれば、知己という関係でなくとも密接な間柄にある者という範疇に入

つて、戸別訪問ができるということになるわけでありまして、で、但書の間

決定は、特に衆議院におきましては社会党の御意見によりまして入れましたのでありまして、非常に技術的にむづかしい面がありましたが、特にそうい

う社会党の御要望で入れましたわけでありまして。尙百三十八條の戸別訪問の問題は、衆議院におきましては、委員会創設の当初からこの会議が終る直前ま

でいろいろ問題がありまして、最後までいろいろ議論が戦わされました。結局各党の妥協によりましてここまで、

成立しましたのでありまして、相当衆議院側としては強い意見を持つておると私は想像いたしておるわけでありまして。それから戸別訪問の問題につきましまして、候補者の方の側と、それから訪問される選挙民の側との迷惑というような点も考えなければならぬというような意見等もありましたので、併せて申上げて置きます。

○大島農夫雄君 續いて伺いたいのですが、具体的に労働組合、農民組合、これは密接な間柄にあるというふう

に解釈して差支えないのですか。
○衆議院法制局参事(三浦義男君) た

だ組合の關係だけでは密接な間柄にあると直ぐは出ては来ないだろうと思つております。更に例を申上げますれば、或る立候補される方が東京のある

組合の幹部である、それから地方の支部、組合、こういうこととの關係では、ただ役所なり或いは会社の關係において上下の關係、本店、支店の關係

にあるその勤務者の關係という程度に過ぎないものでありまして、それだけでは密接な間柄ということには入らんと思つております。
○大島農夫雄君 それでは労働組合並びに農民組合の幹部ということになり

ました場合には、密接な間柄と見て差支えないわけですか。
○衆議院法制局参事(三浦義男君) 本

部におきましますところの幹部の方が、常に地方の組合に対して、指導的な役割り、その他組合の職務上いろいろ地方との関連を持つておられることが密接であれば、こういうことになり

ます。
○委員長(小串清一君) ちよつと委員長から部長にお尋ねしますが、この知

人というのと、それから衆議院の方の何は、非常に細かに書いてあります

が、そうすると知人というのと違つて、候補者は選挙中自分を知つてい

る人、ただ知つていないというふうな人を訪問してはならないというふう

にこれはその議論はなかつたのですか。
○衆議院法制局参事(三浦義男君) 参

議院の案によりまして、まあ知人でありまして、衆議院の方はまあ知己とい

うように書いてございしますが、知人というのでは、その範囲が明確ではな

いというふうな意見がありまして、ただ人を知つておるといふことになりま

すれば、立候補者に投票しましたところの選挙民はすべて考え方によつては

知人であらう、こういうことも又言われ得るわけでありまして、知人はただ

知つておるといふだけで、知己と申しますれば、己れを知るわけですから、

自分も知り、相手方も知るといふので、知人よりはもつと進んだ間柄にある

というものが知己ということでありま

す。それから尙但書の規定が置かれま

した趣旨は、こういうところにあるわけでございます。戸別訪問は、まだ

日本の現状においては原則的に禁止するといふことは殆んど全部の意見が一

致しておつたのであります。ただそれでは實際問題として地方を演説に

廻つたりしました場合において、本

部に自分が特に親しい間柄にある極く僅

かの人を訪問する、そういうことでも

できないし、そこに寄つてちよつと疲

勞を極すといふこともすべて個別訪問を以て律せられては困るというふうな

ことから、特にそれを規律しよう、こ

ういうことの趣旨から百三十八條の但

書が出て来たわけでありまして。

○羽仁五郎君 さつき委員長が、私の

意見としては、この公職選挙法の第百

三十八條一項、二項を修正して、選挙

項だけにするか、第二項を認めるか、ということでない、今までの議事進行の關係上困難だと思つたので、私としてはその二項を削るか、存置するかというところで、大体多数の御意見で決めて頂いていいのじやないかと思つて止めて。

○委員長(小串清一君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始め。第三十八條についてはいろいろの御意見がありますが、衆議院の案で不備でも、皆さんお認めになることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではさよう決定いたします。

第四百十一條の第一項第一号であります。これも御説明願います。

○法制局参事(菊井三郎君) 公職選挙法案の第四百十一條は、自動車、拡声機及び船舶使用に関する規定であります。参議院の案の規定と相違いたします。参議院の地方選出議員の選挙の場合におきまして、自動車の使用台数が公職選挙法案では一台となつておる、又船舶につきましては公職選挙法案は一隻となつておりますが、参議院案では自動車は二台、船舶は二隻となつておる点において相違いたしております。この前保留となりましておりました事情も、この点につきましてどうするかという点について保留になつたものであります。

○羽仁五郎君 私はこの公職選挙法案の方に賛成です。

○大島農夫雄君 この台数の問題にかつて来るのですが、オート三輪車と

いうものは自動車の部類に入るかどうか、これを一つ……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは入ります。それは第四百四十一條の自動車の下に括弧書きしてございますように、「道路交通取締法第二條第五項に規定する諸車をいう。」というのが自動車でありまして、箱型のトラックも入りますし、普通の乗用車も入りますし、オート三輪車も入る、自転車は入りません、衆議院の案におきましては、最初自動車は二台ということに一応原案ではなつておつたのでありますが、二台というのでは困るというので一台に修正されたような状況であります。

○羽仁五郎君 衆議院案でよいじやないか。

○委員長(小串清一君) 衆議院案でよろしいと思つておられますか。

○大野幸一君 全国区は多過ぎるね。

○羽仁五郎君 只今の点は公職選挙法案に賛成ですが、今も御意見があるように、公職選挙法の第四百四十一條の第二の「参議院(全国選出)議員の選挙自動車三台、拡声機三揃及び船舶二隻」というのはどう考えても多過ぎるに思ふ。殊に議論の途中で候補者みずからの乗用する車はこれに入るか、入らないかということになつておつたのですが、どうもその点曖昧で、結局入らないようなことに費用の計算の上ではなりませんし、費用が主ですから……。

○委員長(小串清一君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始め。第四百十一條は衆議院案に賛成ということに決めました。次は衆議院案ではなくて、参議院案の第五百九十九條にある問題であります。説明を願います。

○法制局参事(菊井三郎君) 公職選挙法案には何ら規定がないのであります。参議院案の第五百九十九條の第一項第四号に、町村の議会の議員及び長並びに地方教育委員会の委員の選挙に際しまして、拡声機一揃を使用できるやうに規定されておるのであります。が、この点公職選挙法案には何ら規定がございせん。この点が相違いたしておるわけでありまして、「要らない」と呼ぶ者あり。

○委員長(小串清一君) これは衆議院案で御異議ないと思ひます。その次は第四百四十四條だと思ひますが、第四百四十四條は大分長い。ちよつと申上げて置きますが、これは衆議院はこの枚数を修正になつておりますから、三浦さんより説明を願います。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これはお手許に刷り物で行つておると思ひますが、ここに比較表で出ておりますのと違つておる点を申上げます。百四十四條の第一項の第一号に但書を加へまして「但し、参議院(地方選出)議員の選挙にあつては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合には、その一を増すごとにこれに一千枚を加へた数」ということ、但書が附け加へられておる。それから第二号におきまして但書であります。が、「但し、一の都道府県においては三千枚を超えることができない。」ということになつております。この比較表では一千枚となつておりますが、三千枚に訂正になつてお

ります。それから比較表の第三号、第四号を一緒にいたしまして、衆議院の案では「都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五百枚」といたしまして、それに但書を附け加へまして、「但し、地方自治法第五十五條第二項の市の市長の選挙にあつては、公職の候補者一人について二千枚」ということが加つております。点が違つております。それから第四号は比較表の五号と同じでございます。

○大野幸一君 衆議院の方に念のために聞きますが、これは異つたる選挙が同時に進行するときには抱合せは予想しておるのですか、衆議院と参議院が同時に行われる場合に……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) ちよつとお尋ねの点がよく分りませんが、衆議院の選挙と参議院の選挙とあつては、衆議院議員と参議院議員の立候補者の方が一緒になつて一つのポスターを使うということでありませうか。

○大野幸一君 そうです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは公職の候補者の枚数が、この限度を超えない限りは差支えないと思つております。

○大野幸一君 了承いたしました。

○説明員(金丸三郎君) そういうふうにいたしますと、全国区の人々が地方区の人を加へますと、何十万枚というポスターが使えるということになつて、制限が非常に無意味になると思ひます。そういう解釈をとりますと、無料葉書についてもそういうふうになければならなくなつて参ります。やはり全国

区でありまして、ポスターの使用は三千枚とか、或いは無料葉書は五万枚とか、そういうふうでなければいけないので、いわゆる抱合せはできないと我々共は解釈したいと思つております。

○岡本愛祐君 この問題は参議院の運営委員会におきまして研究して、そしてこの規定を今度は設けよう、設けてはつきりしようということにしたのであります。現にこの規定がない衆議院の方においては、参議院側と違つて解釈をせられるのであります。が、こういう法文をどうしても入れて置いて、はつきりさせる必要が私にはあると思ひます。だから修正をしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) これは衆議院案に同調することに宣告してしまつたんですが、これはもう一廻……。

○羽仁五郎君 これはそういう点です。ね、實際問題としてはそういうふうな抱合せをされた場合には、それだけの効果がないのだし、恐らくそういうことは實際問題としてはそう行われることじやないし、大体において先ずこの公職選挙法案の方に賛成します。

○岡本愛祐君 これは吉川君が委員を辞められて、おられませんが、吉川君は東京都においては二人が一つのポスターに入れて、共同して掲げたときは、それはおの／＼自分の持数の枚数の中へ加へるんだという解釈をせられた。ところが大野君でしたかの方は、それは大阪かどつかあの方では、それはそういう勘定はしないんだ、つまり片つ方の方は、地方区でしたかの方は枚数に入れるが、片つ方は枚数に入れない、なかつたというふうなことで、その間

に全国区で所によつて非常に不公平になる。東京都抱き合せをした人が、全国区の五万枚というような枚数の中へ数えられ、大阪で立つた人は数えられないというようなことが起つて来る。だからどうしてもそれははつきりする必要がある。それではおの／＼数えることにするのか、或いは数えないことにするのか、どちらにするかはつきり書いて置いて、全国一斉にそういう解釈をするようにしたいと思ひます。この委員会ではそれはおの／＼数えることにしようじやないかというのでこの規定ができておると思ひます。これは是非廣く必要がある。

○大野幸一君 今の岡本委員の発言に關連しましてが管理委員会の方はちよつと異なる発言をされて不思議に思ひますが、無制限にこれが増加するのじやないんです。例えば三人が組めば三人の名前を書かなければならん、五人で組めば五人の名前を書かなければならん、枚数が殖えても数が多くなると効果がないだらうという羽仁委員の話である、そうしてこの三千枚というのを、この前全国区るときには、全国管理委員会というものは別にあつたものと記憶するが、全国管理委員会の方へ紹介したときは、これは抱き合せよろしいという話であつた、だからこれはその辺から抱き合せをしたいという事実がある。ところが都道府県管理委員会に紹介したところが、都道府県の方は解釈を誤まつた、これはどちらが誤まつたか知りませんが、都道府県の方では総数を合せて一千枚、こういうたらしいんです。ところがこの前の経過については何ら差支なかつたじやありませんか。紙数は殖えてもその紙

に載るものは小さい表示になるだけで、而もそれでも尙多く知らせよう、同じ資材を以つて多く知らせよう、同じとは少しも構わない、全国管理委員会の人は、何だか同じ紙数で大勢並べて書いて余計貼つても構わないじやないか、成るべく多く貼りたい、貼つて後ではがさないでみつともなくなるというような意味からしたことで、あな

たの解釈は承服できないし、むしろ衆議院の方が進歩的だと思ひます。大いに支持します。

○委員長(小串清一君) この御議論は如何ですか、とにかく一旦衆議院の承認しようということになつたが、更に蒸し返してこれを何とかやるということにするんですか、更に御意見を確かめます。

○松井道夫君 ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(小串清一君) 速記を止めて。

午後三時三十九分速記中止

午後四時十分速記開始

○委員長(小串清一君) 第四百四十四條のボスターへ列挙する場合についてはいろいろの御意見がありました、その御意見を総合し、又この当委員会の皆さんの意見として、若し便乗する者があつてもその枚数は制限枚数以上に出ることはできないものと解する、こういう意味で衆議院案を決めることにいたします。御異議ございませんか。

○羽仁五郎君 これは選挙期間中に著述、演説等の広告を以ていろいろなる名義を以て、この百四十二條の禁止を

免れる行為として、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書圖画を頒布し又は掲示することができない。現行法ではこれに「主として」という字があつて、それで差支えなく行われていたのですが、法律の文章の上から「主として」というふうな字は必要がないということに削られたんでありますが、併しこの「主として」という字を削られたために、世上一般の解釈としては、選挙期間中はそういうこととは脱法行為ということ非常に広い範囲になる、すると従つて広告の自由を害し、或いはその学者の著述の自由の自由を害するという議論が非常に強く起つて来てる、これは業界、或いは出版界その他各方面からやはり現行法通り「主として」という字を入れて頂きたいということでもあります。前回衆参両院の懇談会ときにもその趣旨を申上げて、衆議院の方の御意見も、例えば社会党の鈴木君などの場合「主として」という字があつた方が分りやすいのだから、親切に「主として」という字を入れた方がよいのじやないかとこの御意見であります。ところがこうしてでき上つたものを御覧になると、やはり「主として」という字をお取りになつておる、これは法制の専門家が「主として」という熟語を非常に嫌われて削られたんだと思ひますけれども、親切な方がいから一つ是非「主として」という字を現行法通り入れて置いて頂きたいというその点です。どうか御賛成を賜りたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今の御意見どういたします。

○羽仁五郎君 「主として」という字がないと一切できないというふうに考えられておるんだ、学術会議でも問題になり、出版界でも問題になつた。

○来馬琢道君 この問題については私共かね／＼考えていたことであります、その問題になりますのは形式の件であります。それは私も曾て経験がありますが、自分の著書の名の方を小さく書いて、著者の名を大きく書くというふうなボスターを貼つた者があつて、或る県のごときは書店の店先には必ずそのよく本の売れる人の名を大きく書いて、著者の名を小さく書いたビラのかかつておるのを見たこともあります。その形式において十分制裁すればよろしいかと思ひます。とにかくそういう書物の丁度売れる盛りのときに選挙運動が始まりますと、こういう問題が起るのではありません。これは今羽仁委員の御意見でありますけれども、担当各方面におきましては、著書を持つてゐる者の便利を増進する方法として大いに警戒しているものだらうと思ひます。この点余程考究しませんでした、直ちに本案を修正するという意見をまとめるまでにちよつと足らないと思ひます。その辺私はまあこのままでもいいだらうと思ひます。自分も著書を持つておりますし、そう考へております。

○羽仁五郎君 私は議論として今のようない／＼な点は以前画されてゐるので、現行法において「主として」とあるのであつて、それで何ら支障がないんですから、それを取るために現行法よりも制限が厳重になるのじやないかという虞れは生ずるのじやなくて、実際に

際においては制限が厳重になるのじやなくて、親切な意味で現行法通り「主として」という字を入れて置くのがいい、内容においては来馬さんの説に反対するものではないのです。「主として」という字があれば、今おつしやつたように候補者の氏名だけを主として書いてあるものは脱法行為とみなし、そうでない通常の行為は差支えないということになるのですが、「主として」という字がないと候補者の氏名は削つていなくてはならん、普通の行為もし得ないということになるのです。それから、現行法で行つて頂きたい。その意味で現行法から「主として」という字を削つた公職選挙法案に対しては、基本法案のところで「主として」という字を加える修正案を作つて頂きたい、こういう希望であります。

○大野幸一君 そもそも言論、出版の自由は憲法で保障されておるのでありますから、選挙にこれを悪用することを避けるには、羽仁委員の言われる「主として」ということを入れて置けば、来馬委員の言われるような弊害も避けられるのでありますから、来馬委員の自説を主張するためにこの「主として」を入れる方が妥当である。こういうことであります。私は羽仁委員に賛成いたします。

○委員長(小串清一君) どういたしまして。問題はそう大きな問題じやないと思ひますが……。

○羽仁五郎君 大体「主として」という修正案で行つて頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 羽仁委員の修正案に決定いたしますか。如何でございますか。

○來馬塚道君 成程羽仁委員の言われることは「主として」という文字があれば、著者の名を大きく書いて、著者の名を小さく書くといったようなことは制限されるかも知れない、とにかくそういうことで一応話を進めることもいいかと思ひます。

○委員長(小串清一君) 衆議院の方の案の意見をもう一遍部長から説明を聞きましよう。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 百四十六條につきましては、「主として」という文字は現行法の臨時特例にありましたが、これを特に取りました理由は、檢察官の検討によりますると、「主として」禁止を免れる行為」ということでは取締上非常に対象が曖昧でなかなか脱法行為であるかどうかの認定がむづかしい、こういう御意見がありましたが、一つ、それから理論上申上げれば、禁止を免れる行為としてやる場合に、「主として」の場合と、「主として」でない場合とによつて、その區別があり得る筈はないというような理論的な根拠が一つということでありまして、この原案の衆議院案によりまして、立候補された者の氏名を現わしますことを禁止するわけではございませんで、禁止を免れる行為としてでありますから、本人が脱法行為として、いわゆる常識的に、立候補の際に自分の名を、特に著者の名を大きく出さうとか、大きくなくても出さうとして入れるような場合が禁止されておるのであります、そうでなくして予めそういう手筈になつておりましたが、たまたま選挙運動の期間中にかつた場合に名前が現れたからといつて、百四十六條の違反になることはないわけ

であります。

○羽仁五郎君 この問題は実は日本学術会議において相当討議された問題でありまして、今衆議院側から御説明があつたような点はそれでいいのですが、併し実際において田舎などの場合にその取締が行われる場合には、この法文を今の取締の便宜の上からのみ解釈して、選挙期間中は立候補者の著書の広告というふうなことはできないのだというふうに解釈されておるものが非常に多いのです。日本出版協会においてもそういうような解釈が非常に強いのので、それでこれは現行法通りにして置かれれば、そういう誤解が生じないのじやないか。それで取締の上から言つてもこの「主として」というのは、さつきも來馬委員からも御説明あつたような、主として候補者の氏名とか、名前の方ばかり書いておるのを脱法行為としてみなすので、普通の広告として出されておるものは脱法行為とはみなさないというので、取締の上で特に困難な事情はないですから、現行法の通り「主として」という字が入つてゐる方が親切である。取締りの上からも却つて便宜である。日本学術会議ではこの問題について国会に申入れをしようという御意向も非常に強かつたのですが、併し我々としては日本学術会議が、選挙法が国会で主として審議せられてゐるのだから、それに対して特に申入れをしないでも現行法通り決定されるであらうということ、特にその申入れをしないのであります。どうか、さつきから申上げてゐることをもう一遍繰返しませんが、「主として」という字が削られたために、現在各地でいろいろ誤解を生じてゐる。

殊に地方などにおいては、取締りの警察官なり或いは何なりというものが「主として」という字がなくなつたから、名前が出てゐるものは即ちいいののだという解釈も生じて来るという意味から、どうか一つさつき大御異議なかつたやうでありますから、御決定を願ひます。

○松井道夫君 私は大いに異議があるものであります。御議論はよく分るのであります、併しながらこの法文を見ますと、「禁止を免れる行為」として、主として、そうすれば六分はいいないが四分はいいということであるのであります。ひどく濫用されるのです。これは正当なる広告その他は何ら差支えないのでありますから、さう御心配になるようなことはないので、やはり衆議院の原案でいいのじやないかと思ひます。そうして、さういつた御心配になるような点は、それは選挙管理委員会が善処して頂く、いろいろ通牒その他で善処して頂く、ということではないかと思ひます。

○委員長(小串清一君) 如何でしよう。これは採決しますか、それとも……、どうしますか。

○羽仁五郎君 これが大衆参議院の懇談会の際にも、参議院の一致した見解として委員長から主張せられたことでもありますし、その衆参両院の懇談会に我々出席するときに、参議院側の一致した見解として述べたのでありますから、それで進んで頂きたい。

○委員長(小串清一君) 衆議院側はそれを採らなかつたのです。同じ意味だからさういふ余計な字を入れなくてもいいと言つて、私が向うの委員長から

聞いた、小串さん、小さな問題であるけれども、それは同じ意味だという意見が多いから、君の方の意見は通らなかつたという報告があつたのです。○羽仁五郎君 それはさうであります、併しそれはその懇談会に臨んだときの参議院一致の意見であつたという事実を何ら変更するものではない。

○委員長(小串清一君) それは事実です。参議院一致の意見だから向うの上に申入れた。これを通して呉れと言つた。ところが向うは通さなかつた、本當を言つて……。

○羽仁五郎君 ですから、問題は参議院一致の意見であるということには動きがない。それを衆議院が入れなかつたことで引込むか、或いはもう一度修正案を出すかという点だけにあるので、その意味で修正案を出して頂きたい。松井委員から御意見がありまして、想像としてはさうなのですが、實際問題として各地にさういふ問題が起つておる、そのところは選挙管理委員会に御努力を頂いても、選挙期間中にさういふものを引込めさせてしまつたら学者の意見の発表に伴う自由の制限……。

○委員長(小串清一君) これは最後の決定でないから、最終日まで延期して皆さんの集つたときにも一遍決めて頂きます。

○羽仁五郎君 併し後述にされないで、大衆参議院の委員会の一致した見解なので、それを引込めるか、それでやるかの決定ですから、決定して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) よろしうございませう、決定して……。

○委員長(小串清一君) 併し後述にされないで、大衆参議院の委員会の一致した見解なので、それを引込めるか、それでやるかの決定ですから、決定して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) よろしうございませう、決定して……。

○委員長(小串清一君) それでは修正を決定いたします。それで実は、私関係の方から選挙の係りの人に四時半に来て呉れということになつておりますから、もう十分程したら閉会したいと思います。予め申上げて置きます。それで第七十六條の第一項、これは如何ですか。参議院の意見で事務当局の方で適当な文句に直すということに御一任願つた筈ですから、これは修正意見を出します。決めますが、御異議ございせんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 皆さん御異議ないと認め、私に一任することに、それでさういふことに修正いたします。

○羽仁五郎君 あと一つ、二百七十條の問題ですが、二百七十條は、病院に入院してゐる人達が公職選挙法によりまして、第二項で以て「その住所があるものと推定してはならない。第三項に行つて、それは選挙権の行使を妨げる意味を有するものではない、さういふに両方でやりあつて、結局選挙権の行使ができなくなつてしまふのです。それでこれは各地の療養所からも請願書が出ておまして、どうかこの二項、三項というものは削つて頂きたい。それで住所制限については一般の人と同じ住所制限の規定でいいのじやないかという問題であります……。

○委員長(小串清一君) 今羽仁委員の御説明になつた通りであります、これは大体さういふふうに修正することに御異議ありませんか。それとも御意見を拜聴しますか。二項、三項を削つて呉れという御意見……。

○羽仁五郎君 これはこの前の本委員会の討議の際に、大体二項、三項を削除せられるというところに御意見が一致していたのです。

○委員長(小串清一君) これは如何ですか、削除することに、つまり病院にいても選挙権の行使ができるということなのです。そうですね簡単に言つてしまえば……衆議院の方の……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) この点はいろ／＼衆議院においても意見がありましたが、結局こういうことを規定しようということになつたわけでありまして、問題の要点は理論的に申上げますれば、病院に入院加療中というところによつてそこに生活の根拠があることとみなされるかどうか。病院に入院加療中の場所には生活の根拠があるといふことは理論上はちよつと納得しがたい理論であらうということでありまして、従いまして、従来選挙管理委員会の取扱いで、一応病院に入院加療中のものでもそこに住所があると推定いたしてありますが、その推定を原則的にひつくり返しまして、そこに住所があると推定してはならない。併しながらその人の選挙権の行使を妨げる意味があるわけでありませんから、その人が入院前に持つていた住所によつて選挙権の要件を決める。又入院加療中の所に本当に生活の本拠があるならば、そこで選挙要件を定める、そういうことでありまして。

○羽仁五郎君 只今のような御説明であります、実際問題としては、これは主として療養所で、今日非常に多いのは結核が非常に多いわけで、それから癩の療養所がある。その結核療養所、癩療養所の各方面からの請願で

は、実情としてこの二項、三項ができると、事実上選挙権を行使することができない。

○木内四郎君 却つてその方ができるんじゃないですか。病院に入つてゐる者は元の所といつても、元の所へ行つてやるわけにいかんから、病院の所在地で選挙権を行使しなければ選挙権は行使できないでしよう。だからこれがなくちや工合悪いでしよう。

○羽仁五郎君 いや、それがあつた、とにかく第二項で入院加療中の者に対しては入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならないといふふうになつてしまふのですから……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) ちよつと附け加えて置きますが、これはこういう実情がありまして、これは地方によりまして、只今お話もありましたように相当長期の療養所があつて、殊に狭い町村等におきましては、入院患者の数がその住民よりも非常に多い、こういうような実例等もありまして、そういうことになりまして、その入院患者だけによつて町村政を支配することになると思ふ。そして実際はそこに税金も納めていないといふようなことになりまして、実情に副わない。だから本来の生活の本拠といふふうな厳格に解して、そこで選挙権の行使を行うことが必要である、そういうように考えるのが至当であらうということを附け加えて置きます。

○羽仁五郎君 今の御説明も誠にその通りなんです、併しその理由があるからといつて、その人達の選挙権の行使を妨げてしまふことはできない。

○木内四郎君 それは三項にある。

○羽仁五郎君 いや、実際においてはそれができないのだから……

○委員長(小串清一君) 若し長引くんでしたら、ちよつと代つて貰つて、僕は行かなくちやならんから……

○説明員(金丸三郎君) それでは第八十六條の第二項の……

○羽仁五郎君 今の説明じゃないのか。

○説明員(金丸三郎君) それがよろしかつたらと言つて、委員長にお願いしたいのです……

○羽仁五郎君 今の問題はまだ決定していない。

○委員長(小串清一君) ちよつとそれでは代つて頂きますか。

○岡本愛祐君 それじやこの問題を留保して、散会しては如何ですか。

○委員長(小串清一君) それでは今の問題を留保して、今日はこれにて散会いたします。更に明日の午前十時から開会をいたしますから、さよう御承知置きをお願いします。

午後四時二十四分散会
出席者は左の通り。

委員	理事	委員
大野 幸一君	小串 清一君	大島農夫雄君
木内 四郎君		姫井 伊介君
羽仁 五郎君		佐々木鹿蔵君
		中川 幸平君
		小林 勝馬君
		岡本 愛祐君
		柏木 庫治君
		來馬 琢道君

政府委員	全国選挙管理委員会事務局長	法制局側	参事(第二部第一課長)	衆議院法制局側	参事(第一部長)	説明員	總理府事務官(全国選挙管理委員会事務局長選挙課長)	運輸事務官(鉄道監督局総務課長)
西郷吉之助君	吉岡 惠一君	菊井 三郎君	三浦 義男君	三浦 義男君	金丸 三郎君	佐藤 光夫君		